

**令和 4 年度 奈良県地域防災計画（地震編）
修正案 新旧対照表**

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																									
<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。 (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化 (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立 (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携 (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進 (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進 (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進 (7) 関係法令の遵守 (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進 (9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>2 略</p> <p>第3～第8 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。 (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化 (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立 (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携 (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進 (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進 (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進 (7) 関係法令の遵守 (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進 (9) 男女共同参画 <u>や性的マイノリティ</u>の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>2 略</p> <p>第3～第8 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画より</p>																									
<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="154 1276 1240 1686"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪ガス株式会社(ネットワークカンパニー北東部導管部)</td> <td>ガスの供給施設の保全と防災管理</td> <td>1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策</td> <td>被災ガス供給施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～第7 略</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	大阪ガス株式会社(ネットワークカンパニー北東部導管部)	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧	略				<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1377 1276 2463 1686"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大阪ガス株式会社</u></td> <td rowspan="2">ガスの供給施設の保全と防災管理</td> <td rowspan="2">1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策</td> <td rowspan="2">被災ガス供給施設の復旧</td> </tr> <tr> <td><u>大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～第7 略</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	<u>大阪ガス株式会社</u>	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧	<u>大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)</u>	略				<p>導管部門分社化に伴う 同上</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																								
大阪ガス株式会社(ネットワークカンパニー北東部導管部)	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧																								
略																											
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																								
<u>大阪ガス株式会社</u>	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧																								
<u>大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)</u>																											
略																											

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 定義 1 略 2 用語について 本節において使用している用語は次のとおりとする。 指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所</p> <p>第2～第6 略</p> <p>第7 住民への周知及び啓発 1～2 略 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。</p> <p>第8～第11 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 定義 1 略 2 用語について 本節において使用している用語は次のとおりとする。 指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る <u>施設</u></p> <p>第2～第6 略</p> <p>第7 略住民への周知及び啓発 1～2 略 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては <u>指定緊急避難場所</u>等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。</p> <p>第8～第11 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p>
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定 1～3 略 4 指定の取消 市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備 1 略</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定 1～3 略 4 指定の取消 市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。 <u>知事は、市町村長から指定を取り消す通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備 1 略</p>	<p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 (1) 非常用電源（電気自動車の活用を含む）、自家発電機 (2)～(11) 略</p> <p>3 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備 (1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。 1～4 略 5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保</p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>6～7 略</p> <p>第7～9 略</p>	<p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 (1) 非常用電源（<u>外部給電可能な電動車、再生可能エネルギー</u>の活用を含む）、自家発電機 (2)～(11) 略</p> <p>3 要配慮者や女性<u>及び性的マイノリティ</u>を考慮した避難施設・設備の整備 (1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。 1～4 略 5 女性<u>や性的マイノリティ</u>の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保 <u>市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性<u>や性的マイノリティ</u>をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>6～7 略</p> <p>第7～9 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p> <p>同上</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>
<p>第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策 1 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を</p>	<p>第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策 1 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。<u>市町村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>R4 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p>第6節 防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 災害教訓の伝承 県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、県内一斉訓練及び防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。</p> <p>1 略</p>	<p>第6節 防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 災害教訓の伝承 県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、県内一斉訓練及び防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。</p> <p>1 略</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第7節 防災訓練計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)</p> <p>第1 略</p>	<p>第7節 防災訓練計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)</p> <p>第1 略</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各地域での防災訓練</p> <p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 (要配慮者の避難支援訓練を含む)</p> <p>② 避難所開設・運営訓練 (要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮)</p> <p>③～④ 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各地域での防災訓練</p> <p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 (要配慮者の避難支援訓練を含む)</p> <p>② 避難所開設・運営訓練 (要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮)</p> <p>③～④ 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>
<p>第16節 ライフライン施設の災害予防計画</p> <p>(防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加</p> <p>① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。</p> <p>② 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>③ 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p> <p>(2) 電気通信設備等に対する防災計画</p> <p>①～④ 略</p>	<p>第16節 ライフライン施設の災害予防計画</p> <p>(防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。</p> <p><u>(1) 防災教育</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。</u></p> <p><u>(2) 防災訓練</u></p> <p><u>防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p>① <u>災害予報及び警報の伝達</u></p> <p>② <u>非常招集</u></p> <p>③ <u>災害時における通信そ通確保</u></p> <p>④ <u>各種災害対策用機器の操作</u></p> <p>⑤ <u>電気通信設備等の災害応急復旧</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>(3) 重要通信の確保 ①～③ 略</p> <p>(4) 災害対策用機器及び車両等の配備 略</p> <p>(5) 災害対策用資機材等の確保と整備 ①～⑥ 略</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話） (1)～(8) 略 (9) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化 KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 地震防災応急対策 (ア)地震予知情報等の伝達 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。</p> <p>(イ) 略 (ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務 KDDI株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、(5)に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。</p> <p>(エ) 略 (オ)局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。</p> <p>(カ)地震防災応急対策の実施準備 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。</p> <p>(キ)地震防災応急対策の実施状況等の報告 KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。</p>	<p><u>⑥ 消防及び水防</u> <u>⑦ 避難及び救護</u> <u>(3) 総合防災訓練への参加</u> <u>中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</u></p> <p><u>(4) 電気通信設備等に対する防災計画</u> ①～④ 略</p> <p><u>(5) 重要通信の確保</u> ①～③ 略</p> <p><u>(6) 災害対策用機器及び車両等の配備</u> 略</p> <p><u>(7) 災害対策用資機材等の確保と整備</u> ①～⑥ 略</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話） (1)～(8) 略 (9) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化 KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 地震防災応急対策 (ア)地震予知情報等の伝達 <u>東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報、地震に関連する調査情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。</u></p> <p>(イ) 略 (ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務 KDDI株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、<u>別に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。</u></p> <p>(エ) 略 (オ)局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、<u>東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。</u></p> <p><u>(カ)社員等の安全確保</u> <u>強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(キ)地震防災応急対策の実施準備</u> 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、<u>東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>記載の適正化</p> <p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>② 地震防災に関する知識の普及及び訓練</p> <p>(7)地震防災上必要な知識の普及</p> <p>強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(10) 東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画</p> <p>KDDI株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、(9)の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 津波情報等の伝達経路等の設定</p> <p>気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>② 地震防災応急対策（重要通信の確保）</p> <p>津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、(5)に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。</p> <p>③ 震防災上必要な知識の普及</p> <p>推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>4 略</p>	<p><u>(7)地震防災応急対策の実施状況等の報告</u></p> <p>KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。</p> <p>② 地震防災に関する知識の普及及び訓練</p> <p>(7)地震防災上必要な知識の普及</p> <p>強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(10) 東南海・南海南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画</p> <p>KDDI株式会社は、東南海・南海南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、(9)の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① <u>津波南海トラフ地震に関連する</u>情報等の伝達経路等の設定</p> <p>気象庁が発表する<u>津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）</u>津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）<u>南海トラフ地震に関連する情報（以下「南海トラフ関連情報」という。）</u>等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>② 地震防災応急対策 （重要通信の確保）</p> <p><u>(7)安全の確保</u></p> <p><u>推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、南海トラフ関連情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。</u></p> <p><u>(イ)重要通信の確保</u></p> <p><u>津波南海トラフ関連</u>情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、<u>別</u>に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。</p> <p>③ <u>地震防災上必要な知識の普及</u></p> <p>推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>4 略</p> <p><u>5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）</u></p> <p><u>(1) 関係機関との連絡調整</u></p> <p><u>災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。</u></p> <p>① <u>本社における対応</u></p> <p><u>ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u></p> <p><u>イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>記載の適正化</p> <p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
	<p><u>の円滑・適切な遂行に努める。</u></p> <p><u>ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。</u></p> <p><u>② 地域における対応</u></p> <p><u>ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u></p> <p><u>イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u></p> <p><u>（2）通信設備等の高信頼化</u></p> <p><u>電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。</u></p> <p><u>（3）重要通信を確保する</u></p> <p><u>災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。</u></p> <p><u>（4）災害対策用機器および車両等の配備</u></p> <p><u>災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。</u></p> <p><u>（5）防災に関する教育、訓練</u></p> <p><u>災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。</u></p> <p><u>6 こまどりケーブル株式会社</u></p> <p><u>災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備（以下、設備）の被害を未然に軽減または防止するため、防災に関する計画を策定し実施する。</u></p> <p><u>（1）防災教育</u></p> <p><u>防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。</u></p> <p><u>（2）防災訓練</u></p> <p><u>災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・安否確認および災害・警報の伝達</u> <u>・情報収集・伝達</u> <u>・各種災害対策機器の操作</u> <u>・ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアル確認</u> <p><u>（3）設備等の防災計画</u></p> <p><u>①水害対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある設備等について、耐水構造化を行う。</u> <u>・設備用局舎は水防板・水防扉等の設置及び局舎の嵩上げを実施する。</u> <p><u>②風害対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・暴風の恐れがある地域にある設備等について、耐風構造化を行う。</u> <u>・受信アンテナ設備をはじめ構造物全体を耐風構造とする。</u> <u>・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。</u> <p><u>③火災対策</u></p>	<p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p>	<p><u>・火災に備え、主要な設備等について耐火構造化を行う。</u> <u>・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施する。</u> <u>・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。</u></p> <p><u>（4）設備の災害予防措置に関する事項</u> <u>各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。</u></p> <p><u>①テレビ受信設備</u> <u>・位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。</u> <u>・機器の融雪装置等の設置を実施する。</u> <u>・受信場所を離隔し冗長受信構成を実施する。</u> <u>また、気象通報等により雪害を予知した場合は、冗長受信切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</u></p> <p><u>②センター設備</u> <u>・耐雷しゃへい設置するとともに、保護継電装置を強化する。</u> <u>・予備電源として必要な容量のUPSおよび発電機とする。</u> <u>・発電機用燃料は24時間以上連続稼働が可能な容量とし、稼働以外は常時確保する。</u></p> <p><u>③中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。</u> <u>重要中継連絡線の巡視点検を年1回以上実施する。</u></p> <p><u>④通信連絡施設及び設備</u> <u>災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び災害への影響を最小限にするため、必要に応じて、情報伝達手段の強化を図る。</u></p> <p><u>・衛星通信設備</u> <u>・有線伝送設備</u> <u>・IPネットワーク回線</u> <u>・非常用電源設備</u></p> <p><u>⑤データ</u> <u>データを保管するサーバーについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。</u></p> <p><u>（5）災害対策用資機材等の確保と整備</u> <u>災害が発生した場合において、ケーブルテレビおよび電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。</u></p> <p><u>① 災害対策用資機材の確保</u> <u>平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材および消耗品等の確保に努める。</u></p> <p><u>②復旧用資機材の整備点検</u> <u>平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。</u></p> <p><u>② 復旧用資機材資機材の広域運営</u> <u>復旧用資機材の配置を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p><u>（6）非常用電源設備</u> <u>復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</u></p> <p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>1 大阪ガス株式会社 （1）～（5） 略 2～5 略</p> <p>第6～第8 略</p>	<p>1 <u>大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u> （1）～（5） 略 2～5 略</p> <p>第6～第8 略</p>	<p>導管部門分社化に伴う</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p style="text-align: center;">第19節 地盤災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局）</p> <p>第1 地盤災害危険箇所の現況</p> <p>本県の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。</p> <table border="1" data-bbox="489 783 1018 1623"> <caption>令和2年度末時点</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>地すべり (砂防・災害対策課)</th> <th>急傾斜 (砂防・災害対策課)</th> <th>山地災害危険箇所 (森林資源生産課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>奈良市</td><td>245</td><td>354</td><td>178</td></tr> <tr><td>大和郡山市</td><td>17</td><td>15</td><td>11</td></tr> <tr><td>天理市</td><td>78</td><td>113</td><td>88</td></tr> <tr><td>橿原市</td><td>15</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>桜井市</td><td>289</td><td>353</td><td>123</td></tr> <tr><td>五條市</td><td>260</td><td>516</td><td>176</td></tr> <tr><td>御所市</td><td>145</td><td>73</td><td>72</td></tr> <tr><td>生駒市</td><td>120</td><td>180</td><td>32</td></tr> <tr><td>香芝市</td><td>41</td><td>44</td><td>23</td></tr> <tr><td>葛城市</td><td>53</td><td>35</td><td>42</td></tr> <tr><td>宇陀市</td><td>388</td><td>816</td><td>359</td></tr> <tr><td>山添村</td><td>71</td><td>149</td><td>73</td></tr> <tr><td>平群町</td><td>44</td><td>73</td><td>36</td></tr> <tr><td>三郷町</td><td>19</td><td>16</td><td>12</td></tr> <tr><td>斑鳩町</td><td>9</td><td>9</td><td>13</td></tr> <tr><td>曾爾村</td><td>70</td><td>51</td><td>59</td></tr> <tr><td>御杖村</td><td>150</td><td>105</td><td>87</td></tr> <tr><td>高取町</td><td>83</td><td>134</td><td>43</td></tr> <tr><td>明日香村</td><td>59</td><td>148</td><td>20</td></tr> <tr><td>上牧町</td><td>0</td><td>11</td><td>6</td></tr> <tr><td>王寺町</td><td>11</td><td>22</td><td>6</td></tr> <tr><td>河合町</td><td>0</td><td>9</td><td>3</td></tr> <tr><td>吉野町</td><td>244</td><td>375</td><td>118</td></tr> <tr><td>大淀町</td><td>196</td><td>232</td><td>70</td></tr> <tr><td>下市町</td><td>159</td><td>423</td><td>90</td></tr> <tr><td>黒滝村</td><td>54</td><td>62</td><td>93</td></tr> <tr><td>天川村</td><td>41</td><td>92</td><td>86</td></tr> <tr><td>野迫川村</td><td>46</td><td>38</td><td>91</td></tr> <tr><td>十津川村</td><td>67</td><td>189</td><td>302</td></tr> <tr><td>下北山村</td><td>31</td><td>49</td><td>74</td></tr> <tr><td>上北山村</td><td>13</td><td>39</td><td>71</td></tr> <tr><td>川上村</td><td>28</td><td>98</td><td>96</td></tr> <tr><td>東吉野村</td><td>90</td><td>121</td><td>142</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,136</td><td>4,944</td><td>2,696</td></tr> </tbody> </table> <p>第2 略</p> <p>第3 ため池の整備</p> <p>1 現況</p> <p>本県には、約4,300余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。</p> <p>大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整</p>		地すべり (砂防・災害対策課)	急傾斜 (砂防・災害対策課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)	奈良市	245	354	178	大和郡山市	17	15	11	天理市	78	113	88	橿原市	15	0	1	桜井市	289	353	123	五條市	260	516	176	御所市	145	73	72	生駒市	120	180	32	香芝市	41	44	23	葛城市	53	35	42	宇陀市	388	816	359	山添村	71	149	73	平群町	44	73	36	三郷町	19	16	12	斑鳩町	9	9	13	曾爾村	70	51	59	御杖村	150	105	87	高取町	83	134	43	明日香村	59	148	20	上牧町	0	11	6	王寺町	11	22	6	河合町	0	9	3	吉野町	244	375	118	大淀町	196	232	70	下市町	159	423	90	黒滝村	54	62	93	天川村	41	92	86	野迫川村	46	38	91	十津川村	67	189	302	下北山村	31	49	74	上北山村	13	39	71	川上村	28	98	96	東吉野村	90	121	142	合計	3,136	4,944	2,696	<p style="text-align: center;">第19節 地盤災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局）</p> <p>第1 地盤災害危険箇所の現況</p> <p>本県の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。</p> <table border="1" data-bbox="1730 766 2228 1640"> <caption>令和3年度末時点</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>地すべり (砂防・災害対策課)</th> <th>急傾斜 (砂防・災害対策課)</th> <th>山地災害危険箇所 (森林資源生産課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>奈良市</td><td>245</td><td>354</td><td>178</td></tr> <tr><td>大和郡山市</td><td>17</td><td>15</td><td>12</td></tr> <tr><td>天理市</td><td>78</td><td>113</td><td>89</td></tr> <tr><td>橿原市</td><td>15</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>桜井市</td><td>289</td><td>353</td><td>123</td></tr> <tr><td>五條市</td><td>260</td><td>516</td><td>178</td></tr> <tr><td>御所市</td><td>145</td><td>73</td><td>73</td></tr> <tr><td>生駒市</td><td>120</td><td>180</td><td>32</td></tr> <tr><td>香芝市</td><td>41</td><td>44</td><td>23</td></tr> <tr><td>葛城市</td><td>53</td><td>35</td><td>42</td></tr> <tr><td>宇陀市</td><td>388</td><td>816</td><td>359</td></tr> <tr><td>山添村</td><td>71</td><td>149</td><td>73</td></tr> <tr><td>平群町</td><td>44</td><td>73</td><td>36</td></tr> <tr><td>三郷町</td><td>19</td><td>16</td><td>12</td></tr> <tr><td>斑鳩町</td><td>9</td><td>9</td><td>13</td></tr> <tr><td>曾爾村</td><td>70</td><td>51</td><td>60</td></tr> <tr><td>御杖村</td><td>150</td><td>105</td><td>88</td></tr> <tr><td>高取町</td><td>83</td><td>134</td><td>43</td></tr> <tr><td>明日香村</td><td>59</td><td>148</td><td>20</td></tr> <tr><td>上牧町</td><td>0</td><td>11</td><td>6</td></tr> <tr><td>王寺町</td><td>11</td><td>22</td><td>6</td></tr> <tr><td>河合町</td><td>0</td><td>9</td><td>3</td></tr> <tr><td>吉野町</td><td>244</td><td>375</td><td>119</td></tr> <tr><td>大淀町</td><td>196</td><td>232</td><td>70</td></tr> <tr><td>下市町</td><td>159</td><td>423</td><td>90</td></tr> <tr><td>黒滝村</td><td>54</td><td>62</td><td>93</td></tr> <tr><td>天川村</td><td>41</td><td>92</td><td>90</td></tr> <tr><td>野迫川村</td><td>46</td><td>38</td><td>93</td></tr> <tr><td>十津川村</td><td>67</td><td>189</td><td>320</td></tr> <tr><td>下北山村</td><td>31</td><td>49</td><td>75</td></tr> <tr><td>上北山村</td><td>13</td><td>39</td><td>71</td></tr> <tr><td>川上村</td><td>28</td><td>98</td><td>98</td></tr> <tr><td>東吉野村</td><td>90</td><td>121</td><td>143</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,136</td><td>4,944</td><td>2,732</td></tr> </tbody> </table> <p>第2 略</p> <p>第3 ため池の整備</p> <p>1 現況</p> <p>本県には、約4,200余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。</p> <p>大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整</p>		地すべり (砂防・災害対策課)	急傾斜 (砂防・災害対策課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)	奈良市	245	354	178	大和郡山市	17	15	12	天理市	78	113	89	橿原市	15	0	1	桜井市	289	353	123	五條市	260	516	178	御所市	145	73	73	生駒市	120	180	32	香芝市	41	44	23	葛城市	53	35	42	宇陀市	388	816	359	山添村	71	149	73	平群町	44	73	36	三郷町	19	16	12	斑鳩町	9	9	13	曾爾村	70	51	60	御杖村	150	105	88	高取町	83	134	43	明日香村	59	148	20	上牧町	0	11	6	王寺町	11	22	6	河合町	0	9	3	吉野町	244	375	119	大淀町	196	232	70	下市町	159	423	90	黒滝村	54	62	93	天川村	41	92	90	野迫川村	46	38	93	十津川村	67	189	320	下北山村	31	49	75	上北山村	13	39	71	川上村	28	98	98	東吉野村	90	121	143	合計	3,136	4,944	2,732	<p>時点修正</p> <p>同上</p>
	地すべり (砂防・災害対策課)	急傾斜 (砂防・災害対策課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
奈良市	245	354	178																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大和郡山市	17	15	11																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天理市	78	113	88																																																																																																																																																																																																																																																																																							
橿原市	15	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																							
桜井市	289	353	123																																																																																																																																																																																																																																																																																							
五條市	260	516	176																																																																																																																																																																																																																																																																																							
御所市	145	73	72																																																																																																																																																																																																																																																																																							
生駒市	120	180	32																																																																																																																																																																																																																																																																																							
香芝市	41	44	23																																																																																																																																																																																																																																																																																							
葛城市	53	35	42																																																																																																																																																																																																																																																																																							
宇陀市	388	816	359																																																																																																																																																																																																																																																																																							
山添村	71	149	73																																																																																																																																																																																																																																																																																							
平群町	44	73	36																																																																																																																																																																																																																																																																																							
三郷町	19	16	12																																																																																																																																																																																																																																																																																							
斑鳩町	9	9	13																																																																																																																																																																																																																																																																																							
曾爾村	70	51	59																																																																																																																																																																																																																																																																																							
御杖村	150	105	87																																																																																																																																																																																																																																																																																							
高取町	83	134	43																																																																																																																																																																																																																																																																																							
明日香村	59	148	20																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上牧町	0	11	6																																																																																																																																																																																																																																																																																							
王寺町	11	22	6																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河合町	0	9	3																																																																																																																																																																																																																																																																																							
吉野町	244	375	118																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大淀町	196	232	70																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下市町	159	423	90																																																																																																																																																																																																																																																																																							
黒滝村	54	62	93																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天川村	41	92	86																																																																																																																																																																																																																																																																																							
野迫川村	46	38	91																																																																																																																																																																																																																																																																																							
十津川村	67	189	302																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下北山村	31	49	74																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上北山村	13	39	71																																																																																																																																																																																																																																																																																							
川上村	28	98	96																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東吉野村	90	121	142																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	3,136	4,944	2,696																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	地すべり (砂防・災害対策課)	急傾斜 (砂防・災害対策課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
奈良市	245	354	178																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大和郡山市	17	15	12																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天理市	78	113	89																																																																																																																																																																																																																																																																																							
橿原市	15	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																							
桜井市	289	353	123																																																																																																																																																																																																																																																																																							
五條市	260	516	178																																																																																																																																																																																																																																																																																							
御所市	145	73	73																																																																																																																																																																																																																																																																																							
生駒市	120	180	32																																																																																																																																																																																																																																																																																							
香芝市	41	44	23																																																																																																																																																																																																																																																																																							
葛城市	53	35	42																																																																																																																																																																																																																																																																																							
宇陀市	388	816	359																																																																																																																																																																																																																																																																																							
山添村	71	149	73																																																																																																																																																																																																																																																																																							
平群町	44	73	36																																																																																																																																																																																																																																																																																							
三郷町	19	16	12																																																																																																																																																																																																																																																																																							
斑鳩町	9	9	13																																																																																																																																																																																																																																																																																							
曾爾村	70	51	60																																																																																																																																																																																																																																																																																							
御杖村	150	105	88																																																																																																																																																																																																																																																																																							
高取町	83	134	43																																																																																																																																																																																																																																																																																							
明日香村	59	148	20																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上牧町	0	11	6																																																																																																																																																																																																																																																																																							
王寺町	11	22	6																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河合町	0	9	3																																																																																																																																																																																																																																																																																							
吉野町	244	375	119																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大淀町	196	232	70																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下市町	159	423	90																																																																																																																																																																																																																																																																																							
黒滝村	54	62	93																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天川村	41	92	90																																																																																																																																																																																																																																																																																							
野迫川村	46	38	93																																																																																																																																																																																																																																																																																							
十津川村	67	189	320																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下北山村	31	49	75																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上北山村	13	39	71																																																																																																																																																																																																																																																																																							
川上村	28	98	98																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東吉野村	90	121	143																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	3,136	4,944	2,732																																																																																																																																																																																																																																																																																							

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																								
<p>備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>2 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>2 略</p> <p>第4～第6 略</p>																																									
<p style="text-align: center;">第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対象事業及び事業費等 県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。 計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。</p> <p>(別表) 計画項目及び事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表)</p> <table border="1" data-bbox="166 961 1359 1289"> <thead> <tr> <th>事業項目</th> <th colspan="2">事業量</th> <th>事業費 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 避難地</td> <td>1.1 ha</td> <td>1 箇所</td> <td>2,267</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">現在変更協議中である第6次地震防災緊急事業五箇年計画の内容を反映</td> </tr> <tr> <td>19号 老朽住宅密集対策</td> <td>ha</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>81,860</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は令和4年2月時点のものであり、国との事前協議終了後の内容である。</p>	事業項目	事業量		事業費 (百万円)	1号 避難地	1.1 ha	1 箇所	2,267	現在変更協議中である第6次地震防災緊急事業五箇年計画の内容を反映				19号 老朽住宅密集対策	ha	箇所		合計			81,860	<p style="text-align: center;">第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対象事業及び事業費等 県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。 計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。</p> <p>(別表) 計画項目及び事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表)</p> <table border="1" data-bbox="1391 961 2561 1289"> <thead> <tr> <th>事業項目</th> <th colspan="2">事業量</th> <th>事業費 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 避難地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">現在変更協議中である第6次地震防災緊急事業五箇年計画の内容を反映</td> </tr> <tr> <td>19号 老朽住宅密集対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は令和4年2月時点のものであり、国との事前協議終了後の内容である。</p>	事業項目	事業量		事業費 (百万円)	1号 避難地				現在変更協議中である第6次地震防災緊急事業五箇年計画の内容を反映				19号 老朽住宅密集対策				合計				<p>時点修正</p>
事業項目	事業量		事業費 (百万円)																																							
1号 避難地	1.1 ha	1 箇所	2,267																																							
現在変更協議中である第6次地震防災緊急事業五箇年計画の内容を反映																																										
19号 老朽住宅密集対策	ha	箇所																																								
合計			81,860																																							
事業項目	事業量		事業費 (百万円)																																							
1号 避難地																																										
現在変更協議中である第6次地震防災緊急事業五箇年計画の内容を反映																																										
19号 老朽住宅密集対策																																										
合計																																										
<p style="text-align: center;">第22節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)</p> <p>第1 県の活動体制 1～2 3 防災拠点 (1) 略 (2) 広域防災拠点 全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設 県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第22節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)</p> <p>第1 県の活動体制 1～2 3 防災拠点 (1) 略 (2) 広域防災拠点 全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設 県は、<u>以下の施設を広域防災拠点をとして予め指定する。広域防災拠点は、大規模災害発生時に、警察・消防・自衛隊等の部隊が集結し速やかに救助活動を行うことや、各地からの支援物資の受入れ・集積・分配を円滑に行う機能を有する施設とする。ととも</u></p>	<p>記載の適正化</p>																																								

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進め、広域防災拠点としての指定を目指す。</p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① 県営競輪場 ② 第二浄化センター ③ 消防学校 ④ 吉野川浄化センター</p> <p>(3) 大規模広域防災拠点</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</p> <p>第2次地震被害想定調査結果を踏まえ、想定する地震ごとに被災地への円滑な救援物資の供給と想定される避難者数に対応した物資の集積面積について考慮する。</p> <p>4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>に、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。</p> <p>現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p><u>なお、大規模広域防災拠点については、防災機能の早期効果発現のため、整備途中においても、災害時には部隊の集結やベースキャンプ地として活用していく。</u></p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① <u>大規模広域防災拠点</u> ② 県営競輪場 ③ 第二浄化センター ④ 消防学校 ⑤ 吉野川浄化センター ⑥ <u>奈良市都祁生涯スポーツセンター</u> ⑦ <u>宇陀市総合体育館</u> ⑧ <u>昴の郷</u> ⑨ <u>下北山スポーツ公園</u></p> <p>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）<u>について整備を進めている。</u></p> <p><u>今後も引き続き、大規模災害発生時に必要となる機能を発揮できるよう、施設の追加指定について検討を進めている。</u></p> <p>(3) 大規模広域防災拠点</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の<u>整備</u>を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、<u>進めている。</u></p> <p><u>この大規模広域防災拠点は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付けられており、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行う必要がある。このことを踏まえ、災害発生時には防災機能を直ちに発揮できるよう、整備の段階に合わせて拠点を活用していく。</u></p> <p><u>引き続き、固定翼機による情報収集、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）でのDMAT（災害医療派遣チーム）による医療活動、大型輸送機による広域応援部隊や支援物資の大量受け入れなど大規模広域防災拠点が有する機能について、整備の段階に応じて向上させていく。</u></p> <p>第2次地震被害想定調査結果を踏まえ、想定する地震ごとに被災地への円滑な救援物資の供給と想定される避難者数に対応した物資の集積面積について考慮する。</p> <p>4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>広域防災拠点の追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第4 防災関係情報の共有化 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</p> <p>第5 略</p> <p>第6 大規模停電対策 1 略 2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>第4 防災関係情報の共有化 1 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。 2 <u>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u></p> <p>第5 略</p> <p>第6 大規模停電対策 1 略 2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、</u>十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>同上</p>
<p style="text-align: center;">第24節 通信体制の整備計画 （防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備 1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和2年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。 （1）～（2） 略 2～3 略</p> <p>第3～第10 略</p>	<p style="text-align: center;">第24節 通信体制の整備計画 （防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備 1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。<u>令和4年3月末現在</u>、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。 （1）～（2） 略 2～3 略</p> <p>第3～第10 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第26節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p>	<p style="text-align: center;">第26節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</p> <p>第4 略</p>	<p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、<u>進めている。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>記載の適正化 同上</p>
<p>第27節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</p> <p>第4 略</p>	<p>第27節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、<u>県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p>
<p>第32節 食料、生活必需品の確保計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担 1 略 2 市町村の役割 市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。</p> <p>3 県の役割 県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>第32節 食料、生活必需品の確保計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担 1 略 2 市町村の役割 市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。 <u>また、災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>3 県の役割 県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。 <u>また、災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>第2～第4 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難所の設置 1～2 略 3 民間の施設の利用 県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 また、県は、市町村からの要請により、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の提供提供を要請し、その情報を市町村に提供することにより、要配慮者の受入れにつなげる。 4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 避難所の運営 1 留意事項 市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。</p> <p>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。 県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</p> <p>(1) 避難者による自主的な運営 (2) 避難所の運営における女性の参画 (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮 (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ</p> <p>2 各段階における主な取組事項 各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 略 (2) 展開期 展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>① 自主的な管理運営体制の確立 自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難所の設置 1～2 略 3 民間の施設の利用 県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 また、県は、市町村からの要請により、要配慮者等に対し多様な避難所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の提供提供を要請し、その情報を市町村に提供することにより、要配慮者の受入れにつなげる。 4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 避難所の運営 1 留意事項 市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。<u>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u></p> <p>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。 県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</p> <p>(1) 避難者による自主的な運営 (2) 避難所の運営における女性の参画 (3) 男女及び性的マイノリティのニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮 (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ</p> <p>2 各段階における主な取組事項 各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 略 (2) 展開期 展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>① 自主的な管理運営体制の確立 自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとす</p>	<p>記載の適正化</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>く取り入れるようにする。</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ その他</p> <p>(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。</p> <p>(イ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。</p> <p>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>る多様な視点を幅広く取り入れるようにする。</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ その他</p> <p>(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。</p> <p>(イ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する<u>とともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。</u></p> <p>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性<u>及び性的マイノリティ</u>や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p> <p>同上</p>
<p style="text-align: center;">第6節 活動体制計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室等）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等</p> <p>1 略</p> <p>2 分担事務</p> <p>各部及び各班の事務分掌は次表のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 活動体制計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室等）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等</p> <p>1 略</p> <p>2 分担事務</p> <p>各部及び各班の事務分掌は次表のとおりとする。</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
奈良県災害対策本部 事務分掌			奈良県災害対策本部 事務分掌			
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	
本部事務局 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事	本部事務局 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事	
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事		通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事	
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事		情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事	
	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)		資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)	
	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事		視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事	
	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事		応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事	
	消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事		消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事	
	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事		救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	
	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事		地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事	

※1 調整班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。

※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。

※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構成する。

※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

※1 調整班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。

※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。

※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構成する。

※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

奈良県地域防災計画（地震編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	
知事公室 部長 （知事公室長） （南部東部振興監） 副部長 （知事公室次長）	秘書班 （秘書課長）	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事	知事公室	秘書班 （秘書課長）	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事	
	広報記録班 （広報広聴課長）	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事	部長 （知事公室長） （南部東部振興監）	広報記録班 （広報広聴課長）	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事	
	総合相談班 （広報広聴課長）	1. 災害情報センター（災害に関する総合相談窓口）の運用に関する事	副部長 （知事公室次長）	総合相談班 （広報広聴課長）	1. 災害情報センター（災害に関する総合相談窓口）の運用に関する事	
	総合調整班 （政策推進課長）	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事		総合調整班 （政策推進課長）	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事	
	統計班 （統計分析課長）	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事		統計班 （統計分析課長）	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事	
	国際協力班 （国際課長）	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所（来所者・建物・施設等）の被害に関する事 4. 外国人支援センター（来所者・建物・施設等）の被害に関する事		国際協力班 （国際課長）	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所（来所者・建物・施設等）の被害に関する事 4. 外国人支援センター（来所者・建物・施設等）の被害に関する事	
	市町村振興班 （市町村振興課長）	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣（リエゾンを含む）に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事		市町村振興班 （市町村振興課長）	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣（リエゾンを含む）に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事	
	協力班 （南部東部振興課長）	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事		協力班 （南部東部振興課長）	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	
	協力班 （奥大和移住・交流推進室長）	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事		協力班 （奥大和移住・交流推進室長）	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	
	うだ・アニマルパーク 振興班 （うだ・アニマルパーク振興室長）	1. うだ・アニマルパーク（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事		うだ・アニマルパーク 振興班 （うだ・アニマルパーク振興室長）	1. うだ・アニマルパーク（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	
総務部 部長 （総務部長） 副部長 （総務部次長）	総務部総務班 （企画管理室長）	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと	総務部 部長 （総務部長） 副部長 （総務部次長）	総務部総務班 （企画管理室長）	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと	記載の適正化
	議会連絡班 （法務文書課長）	1. 災害に関する議会との連絡に関する事		議会連絡班 （法務文書課長）	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	
	人事給与班 （人事課長）	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事		協力班 （行政・人材マネジメント課長）	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事	
	職員厚生班 （総務厚生センター所長）	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事		人事給与班 （人事課長）	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事	
	財政班 （財政課長）	1. 災害に関する予算及び資金に関する事		職員厚生班 （総務厚生センター所長）	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事	
	税務班 （税務課長）	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事		財政班 （財政課長）	1. 災害に関する予算及び資金に関する事	
	管財班 （管財課長） ○ （ファシリティマネジメント室長）	1. 公有財産（教育及び警察財産を除く。）の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事（執務室の確保）		税務班 （税務課長）	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	
	情報システム・協力班 ○（行政・人材マネジメント課長） （デジタル戦略課長）	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事 6. 総務班への協力に関する事 7. 本部事務局への応援に関する事 8. 視察者への対応に関する事		管財班 （管財課長） ○ （ファシリティマネジメント室長）	1. 公有財産（教育及び警察財産を除く。）の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事（執務室の確保）	
			情報システム班 （デジタル戦略課長） ○ （デジタル管理室長）	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事	同上 同上	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所 掌 事 務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所 掌 事 務	
文化・教育・くらし創造部 部 長 （文化・教育・くらし創造部長） （こども・女性局長） 副 部 長 （文化・教育・くらし創造部次長）	文化・教育・くらし創造総務班 （企画管理室長）	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	文化・教育・くらし創造部	文化・教育・くらし創造総務班 （企画管理室長）	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	記載の適正化 同上 同上
	協力班 （なら歴史芸術文化村整備推進室長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 建設地の被害状況の調査・確認に関する事	部 長 （文化・教育・くらし創造部長） （こども・女性局長）	協力班 （大和平野中央構想推進室長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	
	協力班 （文化振興課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、榎原文化会館、美術館（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事	（こども・女性局長）	協力班 （文化振興課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、榎原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事	
	文化財班 （文化財保存課長）	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事	副 部 長 （文化・教育・くらし創造部次長）	文化財班 （文化財保存課長）	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事	
	協力班 （文化資源活用課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 榎原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事		協力班 （文化資源活用課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 榎原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事	
	教育振興班 （教育振興課長）	1. 私立学校（生徒、施設、設備等）の被害に関する事 2. 県立大学（県立大学生、来校者、建物、設備等）の被害に関する事 3. 国立学校（生徒、施設、設備等）の被害に関する事		教育振興班 （教育振興課長）	1. 私立学校（生徒、施設、設備等）の被害に関する事 2. 県立大学（県立大学生、来校者、建物、設備等）の被害に関する事 3. 国立学校（生徒、施設、設備等）の被害に関する事	
	青少年・社会活動推進班 （青少年・社会活動推進課長）	1. 野外活動センター（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 3. ボランティアの活動支援に関する事 4. 災害ボランティア本部に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事		青少年・社会活動推進班 （青少年・社会活動推進課長）	1. 野外活動センター（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 3. ボランティアの活動支援に関する事 4. 災害ボランティア本部に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事	
	協力班 （人権施策課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 消費・生活安全班への協力に関する事		協力班 （人権施策課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 消費・生活安全班への協力に関する事	
	協力班 （スポーツ振興課長）	1. 榎原公苑（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事		協力班 （スポーツ振興課長）	1. 榎原公苑（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事	
	消費・生活安全班 （消費・生活安全課長）	1. 食品衛生に関する事 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事 3. 遺体の火葬計画に関する事 4. ペットの災害対策に関する事 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事		消費・生活安全班 （消費・生活安全課長）	1. 食品衛生に関する事 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事 3. 遺体の火葬計画に関する事 4. ペットの災害対策に関する事 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事	
	女性支援班 ○（こども・女性局長） （女性活躍推進課長）	1. 児童福祉施設（通所者・建物・設備等）の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター（来館者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事		女性支援班 ○（こども・女性局長） （女性活躍推進課長）	1. 児童福祉施設（通所者・建物・設備等）の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター（来館者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事	
	子ども支援班 ○（こども・女性局長） （奈良っ子はぐくみ課長） （こども家庭課長）	1. 児童福祉施設（入所者・通所者・建物・設備等）の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等（以下「乳幼児等」という）の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援に関する事 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携		子ども支援班 ○（こども・女性局長） （奈良っ子はぐくみ課長） （こども家庭課長）	1. 児童福祉施設（入所者・通所者・建物・設備等）の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等（以下「乳幼児等」という）の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援に関する事 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所掌事務	部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所掌事務	
福祉医療部 部長 (福祉医療部長) 副部長 (企画管理室長) (医療・介護保険局次長)	福祉医療総務班 (企画管理室長)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事	福祉医療部 部長 (福祉医療部長) 副部長 (企画管理室長) (医療・介護保険局次長)	福祉医療総務班 (企画管理室長)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事	
	○ 避難所等支援班 (医療・介護保険局長) (長寿・福祉人材確保対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)	1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本部と連携		○ 避難所等支援班 (医療・介護保険局長) (長寿・福祉人材確保対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)	1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本部と連携	
	○ 救援物資班 (医療・介護保険局長) (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携		○ 救援物資班 (医療・介護保険局長) (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携	
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事		地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事	
	障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携		障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携	
	高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携		高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携	
	○ 協力班 (監査指導室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 福祉医療総務班、避難所等支援班への協力に関する事 2. 災害対策本部事務局への応援に関する事		○ 協力班 (監査指導室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 福祉医療総務班、避難所等支援班への協力に関する事 2. 災害対策本部事務局への応援に関する事	
保健医療調整本部 本部長 (医療政策局長) 副本部長 (医療政策局次長)	○ 統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐)	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関する事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関する事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関する事	保健医療調整本部 本部長 (医療政策局長) 副本部長 (医療政策局次長)	○ 統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐)	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関する事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関する事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関する事	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を統括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を統括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	
保健医療調整本部 本部長 （医療政策局長） 副本部長 （医療政策局次長）	DMAT調整班 ＜DMAT調整本部＞ （地域医療連携課主幹）	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事	保健医療調整本部 本部長 （医療政策局長） 副本部長 （医療政策局次長）	DMAT調整班 ＜DMAT調整本部＞ （地域医療連携課補佐）	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事	記載の適正化
	医療支援調整班 ○（地域医療連携課長） （医師・看護師確保対策室補佐） （病院マネジメント課補佐）	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者（透析施設への支援含む。）及び周産期医療（母子・保健分野を除く。）への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入転院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事		医療支援調整班 ○（地域医療連携課長） （医師・看護師確保対策室補佐） （病院マネジメント課補佐）	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者（透析施設への支援含む。）及び周産期医療（母子・保健分野を除く。）への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入転院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事	
	精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ （疾病対策課長）	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入転院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事		精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ （疾病対策課長）	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入転院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事	
	要医療者支援班 ○（健康推進課参事） （疾病対策課）	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事		要医療者支援班 ○（健康推進課参事） （疾病対策課）	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事	
	保健支援調整班 ○（健康推進課長） （疾病対策課） （新型コロナワクチン接種推進室）	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・受援調整に関する事 3. 避難所（市町村）の運営支援（保健衛生・防疫分野）に関する事 4. 母子・保健支援に関する事		保健支援調整班 ○（健康推進課長） （疾病対策課） （新型コロナワクチン接種推進室）	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・受援調整に関する事 3. 避難所（市町村）の運営支援（保健衛生・防疫分野）に関する事 4. 母子・保健支援に関する事	
	業務班 （業務課長）	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事		業務班 （業務課長）	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所 掌 事 務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所 掌 事 務	
水循環・森林・景観環境部 部長 （水循環・森林・景観環境部長） 副 部 長 （水循環・森林・景観環境部次長）	水循環・森林・景観環境総務班 （企画管理室長）	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する こと 2. 部内外の連絡調整に関する こと 3. 本部事務局への応援に関する こと 4. その他部内の他の班に属さない こと	水循環・森林・景観環境部 部長 （水循環・森林・景観環境部長） 副 部 長 （水循環・森林・景観環境部次長）	水循環・森林・景観環境総務班 （企画管理室長）	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する こと 2. 部内外の連絡調整に関する こと 3. 本部事務局への応援に関する こと 4. その他部内の他の班に属さない こと	記載の適正化
	エネルギー班 （環境政策課長）	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する こと 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する こと		エネルギー班 （環境政策課長）	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する こと 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する こと	
	水資源政策班 （水資源政策課長）	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する こと 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に 関する こと		水資源政策班 （水資源政策課長）	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する こと 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に 関する こと	
	森林総務班 （森と人の共生推進課長）	1. 林業関係被害の取りまとめに関する こと 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと 4. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に 関する こと		森林総務班 （森と人の共生推進課長）	1. 林業関係被害の取りまとめに関する こと 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと	
	木材産業班 （奈良の木ブランド課長）	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関する こと 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び 支援に 関する こと 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示す る班への協力に関する こと		木材産業班 （奈良の木ブランド課長）	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関する こと 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び 支援に 関する こと 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示す る班への協力に関する こと	
	森林整備班 （森林資源生産課長）	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関する こと 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の 収集に 関する こと 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する こと 5. 林道の災害の応急復旧に関する こと 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に 関する こと		森林整備班 （森林資源生産課長）	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関する こと 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の 収集に 関する こと 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する こと 5. 林道の災害の応急復旧に関する こと 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に 関する こと 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に 関する こと	
	協力班 （景観・自然環境課長）	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応 に関する こと 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備 等)の被害状況の調査・確認に関する こと 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害 防止 措置の指導に関する こと 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する こと 5. 本部事務局への応援に関する こと		協力班 （景観・自然環境課長）	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に 関する こと 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等) の被害状況の調査・確認に関する こと 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防 止 措置の指導に関する こと 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する こと 5. 本部事務局への応援に関する こと	
災害廃棄物対策本部 本 部 長 （水循環・森林・景観環境部長） 統 括 （水循環・森林・景観環境部次長）	企画調整班 （廃棄物対策課長）	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理	災害廃棄物対策本部 本 部 長 （水循環・森林・景観環境部長） 統 括 （水循環・森林・景観環境部次長） (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)	企画調整班 （廃棄物対策課長）	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理	同上
	計画調整班 （廃棄物対策課長補佐）	1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等		計画調整班 （廃棄物対策課長補佐〔総括〕）	1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等	
	処理推進班 （廃棄物対策課長補佐）	1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行 部隊		処理推進班 （廃棄物対策課長補佐〔産業廃棄物担当〕）	1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部 隊	
	広域調整班 （環境政策課長補佐）	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整		広域調整班 （環境政策課長補佐〔総括〕）	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当）	班 （班長担当職）	所掌事務	
産業・観光・雇用振興部 部長 （産業・観光・雇用振興部長） （観光局長） 副部長 （産業・観光・雇用振興部次長）	産業・観光・雇用振興総務班 （企画管理室長）	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと	産業・観光・雇用振興部 部長 （産業・観光・雇用振興部長） （観光局長） 副部長 （産業・観光・雇用振興部次長）	産業・観光・雇用振興総務班 （企画管理室長）	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと	
	地域産業班 （地域産業課長）	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事		地域産業班 （地域産業課長）	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事	
	○ 救援物資班 （企画管理室長） （地域産業課長） （産業政策課長） （産業振興総合センター所長） （企業立地推進課長） （雇用政策課長） （外国人・人材活用推進室長） （※1、2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事		○ 救援物資班 （企画管理室長） （地域産業課長） （産業政策課長） （産業振興総合センター所長） （企業立地推進課長） （雇用政策課長） （外国人・人材活用推進室長） （※1、2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事	
○ 観光班 （ならの観光力向上課長） （観光プロモーション課長） （MICE推進室長）	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事		○ 観光班 （ならの観光力向上課長） （観光プロモーション課長） （MICE推進室長）	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事		
食と農の振興部 部長 （食と農の振興部長） 副部長 （食と農の振興部次長）	農業総務班 （企画管理室長）	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと	食と農の振興部 部長 （食と農の振興部長） 副部長 （食と農の振興部次長）	農業総務班 （企画管理室長）	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと	
	○ 救援物資班 （豊かな食と農の振興課長） （中央卸売市場再整備推進室長） （※1、2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事		○ 救援物資班 （豊かな食と農の振興課長） （中央卸売市場再整備推進室長） （※1、2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	
	農業水産班 （農業水産振興課長）	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事		農業水産班 （農業水産振興課長）	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事	
	農業経済班 （農業経済課長）	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 3. 食と農の振興部長（災害対策本部体制）が指示する班への協力に関する事		農業経済班 （農業経済課長）	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 3. 食と農の振興部長（災害対策本部体制）が指示する班への協力に関する事	
	畜産班 （畜産課長）	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事		畜産班 （畜産課長）	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事	
	担い手・農地マネジメント班 （担い手・農地マネジメント課長）	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食と農の振興部長（災害対策本部体制）が指示する班への協力に関する事		担い手・農地マネジメント班 （担い手・農地マネジメント課長）	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食と農の振興部長（災害対策本部体制）が指示する班への協力に関する事	
	農村班 （農村振興課長）	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事		農村班 （農村振興課長）	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

奈良県地域防災計画（地震編） 令和4年度修正案 新旧対照表

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務				
部 長 (県土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長) (政策統括官) 副 部 長 (県土マネジメント部・地 域デザイン推進局理事) (県土マネジメント部次長)	総括班	土木統括班※1 (技術次長) (企画管理室長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の情報・分析班、資料編集班の事務に関する事	総括班	土木統括班※1 (技術次長) (企画管理室長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事	記載の適正化		
		土木総務班※1 (企画管理室長) (建設業・契約管理課長) (用地対策課長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さない事		土木総務班※1 (企画管理室長) (建設業・契約管理課長) (用地対策課長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さない事			
	水防班	河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事	水防班	河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事		同上	
		土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害防止法第26条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事		土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害防止法第28条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事			同上
		下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事		下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事			
	道路啓開班	道路班※1 (道路保全課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事	道路啓開班	道路班※1 (道路保全課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事		同上	
		公共交通班 (リニア推進・地域交通 対策課長) (まちづくりプロジェクト 推進課長) (大規模広域防災拠点 整備課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事		公共交通班 (リニア推進・地域交通 対策課長) (まちづくりプロジェクト 推進課長) (大規模広域防災拠点 整備課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事			
	都市施設班	都市施設班※1 (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事	都市施設班	都市施設班※1 (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事		同上	
		公園緑地班※1 (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事		公園緑地班※1 (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事			

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】	
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務		
	建築・住宅班	建築班 ○（建築安全推進課長）※4 （県有施設営繕課長） （住まいまちづくり課長） 県有建築物チーム （県有施設営繕課長） （営繕プロジェクト推進室長） 県営住宅チーム （住まいまちづくり課長） 一般建築物チーム （建築安全推進課長）	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関すること 1. 県有建築物（文化財、警察関係施設を除く）の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関すること 1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関すること 1. 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2. 被災宅地の危険度判定に関すること 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関すること		建築・住宅班 建築班 ○（建築安全推進課長）※4 （県有施設営繕課長） （住まいまちづくり課長） 県有建築物チーム （県有施設営繕課長） （営繕プロジェクト推進室長） 県営住宅チーム （住まいまちづくり課長） 一般建築物チーム （建築安全推進課長） 住宅班 （住まいまちづくり課長）※5	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関すること 1. 県有建築物（文化財、警察関係施設を除く）の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関すること 1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関すること 1. 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2. 被災宅地の危険度判定に関すること 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関すること 1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関すること 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 3. 被災者への公営住宅の提供に関すること 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 5. 住宅相談窓口の設置に関すること 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること	
	現地班	現地对応班 （奈良土木事務所長） （郡山土木事務所長） （高田土木事務所長） （中和土木事務所長） （宇陀土木事務所長） （吉野土木事務所長） （五條土木事務所長） （幹線街路事務所長） （ヘリポート管理事務所長） （流域下水道センター所長） （中和公園事務所長） （奈良公園事務所長） （県営住宅管理事務所長）	1. 所管する公共土木施設、都市施設等（※3）の被害の状況調査に関すること（※2） 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること 3. 管内市町村との連絡・調整に関すること		現地班 現地对応班 （奈良土木事務所長） （郡山土木事務所長） （高田土木事務所長） （中和土木事務所長） （宇陀土木事務所長） （吉野土木事務所長） （五條土木事務所長） （幹線街路事務所長） （ヘリポート管理事務所長） （流域下水道センター所長） （中和公園事務所長） （奈良公園事務所長） （県営住宅管理事務所長）	1. 所管する公共土木施設、都市施設等（※3）の被害の状況調査に関すること（※2） 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること 3. 管内市町村との連絡・調整に関すること	
※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。 ※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。 ※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地 ※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築安全推進課が行う。 ※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。			※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。 ※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。 ※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地 ※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築安全推進課が行う。 ※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。				
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務		
経 理 部 部 長 （会計管理者） （会計局長）	経 理 班 ○（会計局総務課長） （会計局会計課長）	1. 災害救助費の出納に関すること 2. 災害救助基金（ただし現金のみ）の管理及び経理に関すること 3. 義援金（受入）に関すること	経 理 部 部 長 （会計管理者） （会計局長）	経 理 班 ○（会計局総務課長） （会計局会計課長）	1. 災害救助費の出納に関すること 2. 災害救助基金（ただし現金のみ）の管理及び経理に関すること 3. 義援金（受入）に関すること		

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	
教育部 部長 （教育長） 副部長 （教育次長）	○ 教育総務班 （企画管理室長） （教育政策推進課長）	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さないこと 4. 本部事務局への応援に関する事	教育部 部長 （教育長） 副部長 （教育次長）	教育総務班 （企画管理室長）	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さないこと 4. 本部事務局への応援に関する事	記載の適正化
	福利班 （福利課長）	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事		福利班 （福利課長）	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事	
	学校支援班 （学校支援課長）	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事		学校支援班 （学校支援課長）	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事	
	教職員班 （教職員課長）	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事（部内の他の班に属することを除く）		教職員班 （教職員課長）	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事（部内の他の班に属することを除く）	
	学校教育・特別支援教育推進班 ○（学校教育課長） （特別支援教育推進室長）	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事		学校教育・特別支援教育推進班 ○（高校の特色づくり推進課長） （学ぶ力はぐくみ課長） （特別支援教育推進室長）	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事	
	人権・地域教育班 （人権・地域教育課長）	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事		人権・地域教育班 （人権・地域教育課長）	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	
	保健班 （保健体育課長）	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事		保健班 （健康・安全教育課長）	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事	
※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。			※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。			同上

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	
水道部 部長 （水道局長）	総括班 〔1号動員〕 現地総括班 〔2号、3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関すること 4. 庶務に関すること 5. 補償交渉に関すること 6. その他、全般に関すること	水道部 部長 （水道局長）	総括班 〔1号動員〕 現地総括班 〔2号、3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関すること 4. 庶務に関すること 5. 補償交渉に関すること 6. その他、全般に関すること	
	状況監視班 〔1～3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告		状況監視班 〔1～3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告	
	送水対策班 〔1～3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告		送水対策班 〔1～3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告	
	事故復旧班 〔1～3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告		事故復旧班 〔1～3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告	
	水質調査班 〔1～3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討		水質調査班 〔1～3号動員〕 （広域水道センター所長）	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討	
	○ 総括班(本局) 〔2号動員〕 （業務課長） （総務課長） ○ 〔3号動員〕 （局長） ○ （総務課長） （業務課長）	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関すること 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関すること 7. その他、全般に関すること		○ 総括班(本局) 〔2号動員〕 （業務課長） （総務課長） ○ 〔3号動員〕 （局長） ○ （総務課長） （業務課長）	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関すること 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関すること 7. その他、全般に関すること	
	○ 事故対策班(本局) 〔2号動員〕 （業務課長） （総務課長） ○ 〔3号動員〕 （局長） ○ （総務課長） （業務課長）	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括		○ 事故対策班(本局) 〔2号動員〕 （業務課長） （総務課長） ○ 〔3号動員〕 （局長） ○ （総務課長） （業務課長）	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括	
	○ 現地派遣班(本局) 〔2号動員〕 （業務課長） （総務課長） ○ 〔3号動員〕 （局長） ○ （総務課長） （業務課長）	1. 現地対策本部の支援活動		○ 現地派遣班(本局) 〔2号動員〕 （業務課長） （総務課長） ○ 〔3号動員〕 （局長） ○ （総務課長） （業務課長）	1. 現地対策本部の支援活動	

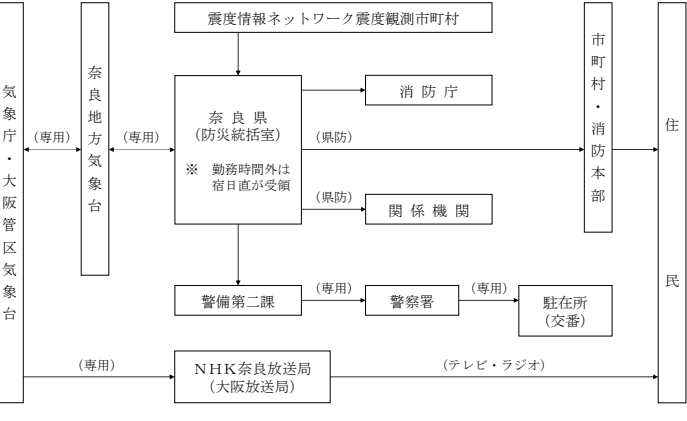
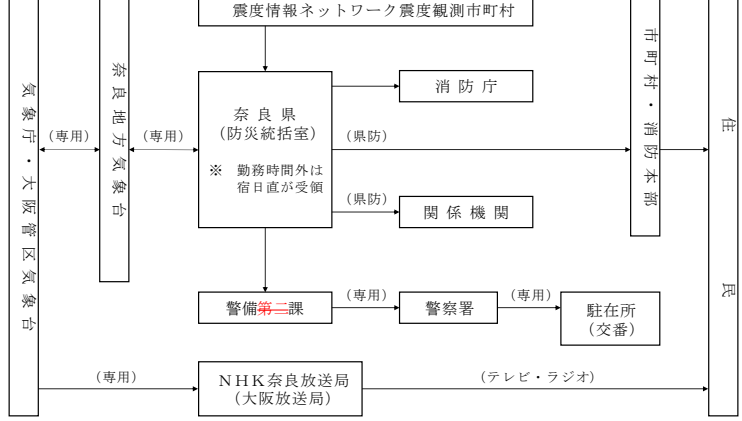
※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所 掌 事 務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所 掌 事 務	
警 察 部 部 長 （警察本部長） 副 部 長 （警務部長） （警備部長） 担 当 幕 僚 （各部長）	総括班 （警衛警護班） （警衛警護・危機管理 対策参事官） （付・警備第三課長）	1. 警備本部の総括及び記録に関する事 2. 警備本部の編成及び運用に関する事 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関する事 4. 援助要求に関する事 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害集計に関する事 7. 職員家族の安否確認に関する事 8. 警衛警護に関する事 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事 10. 警備本部の庶務に関する事 11. 警備本部長の特命事項に関する事 12. 他の班の任務に属さないこと	警 察 部 部 長 （警察本部長） 副 部 長 （警務部長） （警備部長） 担 当 幕 僚 （各部長）	総括班 （警衛警護班） （警衛警護・危機管理 対策参事官） （付・外事課長）	1. 警備本部の総括及び記録に関する事 2. 警備本部の編成及び運用に関する事 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関する事 4. 援助要求に関する事 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害集計に関する事 7. 職員家族の安否確認に関する事 8. 警衛警護に関する事 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事 10. 警察航空隊の運用に関する事 11. 警備本部の庶務に関する事 12. 警備本部長の特命事項に関する事 13. 他の班の任務に属さないこと	記載の適正化
	指揮支援班 （警備第二課長）	1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事 2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する事 3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事	指揮支援班 （警備課長）	1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事 2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する事 3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事	同上	
	総務班 （総務課長）	1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事	総務班 （総務課長）	1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事	同上	
	装備班 （警務課長）	1. 機動装備隊の運用に関する事 2. 装備資機材の調達及び管理に関する事 3. 警察車両の運用及び統制に関する事 4. レンタカーの借りに関する事	装備班 （施設装備課長）	1. 機動装備隊の運用に関する事 2. 装備資機材の調達及び管理に関する事 3. 警察車両の運用及び統制に関する事 4. レンタカーの借りに関する事	同上	
	留置管理班 （留置管理課長）	1. 災害時における留置管理業務に関する事 2. 被留置者の避難及び解放に関する事	留置管理班 （留置管理課長）	1. 災害時における留置管理業務に関する事 2. 被留置者の避難及び解放に関する事	同上	
	訟務班 （監察課長）	1. 訟務事案に関する事	訟務班 （監察課長）	1. 訟務事案に関する事	同上	
	広報班 （県民サービス課長）	1. 広報及び報道対策に関する事 2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事	広報班 （県民サービス課長）	1. 広報及び報道対策に関する事 2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事	同上	
	受援連絡・宿泊補給・ 救護班 （厚生課長）	1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する事 2. 特別派遣部隊の受入れに関する事 3. 部隊の宿泊及び給食に関する事 4. 被災地における遺失拾得物に関する事 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事 6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事	受援連絡・宿泊補給・ 救護班 （厚生課長）	1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する事 2. 特別派遣部隊の受入れに関する事 3. 部隊の宿泊及び給食に関する事 4. 被災地における遺失拾得物に関する事 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事 6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事	同上	
	生活安全班 （生活安全企画課長）	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する事 4. 迷い人の保護に関する事 5. 行方不明者の受理及び手配に関する事 6. 各種相談活動に関する事 7. 鉄砲刀剣類（銃器を除く。）及び危険物の取締りに関する事 8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事 9. ボランティアの受け入れに関する事 10. 鉄道警察隊、警察航空隊及び警ら用無線自動車の運用に関する事	生活安全班 （生活安全企画課長）	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する事 4. 迷い人の保護に関する事 5. 行方不明者の受理及び手配に関する事 6. 各種相談活動に関する事 7. 鉄砲等又は刀剣類（銃器を除く。）及び危険物の取締りに関する事 8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事 9. ボランティアの受け入れに関する事 10. 鉄道警察隊及び警ら用無線自動車の運用に関する事	同上	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】																		
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務																			
警察部 部長 （警察本部長） 副部長 （警務部長） （警備部長） 担当幕僚 （各部長）	捜査班 （刑事企画課長）	1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事	警察部 部長 （警察本部長） 副部長 （警務部長） （警備部長） 担当幕僚 （各部長）	捜査班 （刑事企画課長）	1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事																			
	交通班 （交通企画課長）	1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事		交通班 （交通企画課長）	1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事																			
	通信班 （機動通信課長）	1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事		通信班 （機動通信課長）	1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事																			
幕僚 （首席監察官、警察学校長、各参事官）		1. 警備本部長の特命事項に関する事	幕僚 （首席監察官、警察学校長、各参事官）		1. 警備本部長の特命事項に関する事																			
3～11 略			3～11 略																					
第5～第6 略			第5～第6 略																					
<p align="center">第7節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p align="center">（防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台）</p> <p>第1 地震情報の伝達</p> <p>1 地震に関する情報</p> <p>（1）地震に関する情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> </tbody> </table>			地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	<p align="center">第7節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p align="center">（防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台）</p> <p>第1 地震情報の伝達</p> <p>1 地震に関する情報</p> <p>（1）地震に関する情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> </tbody> </table>			地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	
地震情報の種類	発表基準	内容																						
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																						
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																						
地震情報の種類	発表基準	内容																						
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																						
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																						

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）				今回修正				【備考】
震源・震度に関する情報（注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。		震源・震度に関する情報（注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。		
各地の震度に関する情報（注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。		各地の震度に関する情報（注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。		
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。		推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。		記載の適正化
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。		長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から <u>約10分後</u> に気象庁ホームページ上に掲載）。		同上
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。		遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。		
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表		その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表		
（注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。 震度については、「本節第3 気象庁による震度階級関連解説表」を参照。				（注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。 震度については、「本節第3 気象庁による震度階級関連解説表」を参照。				

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>(2)～(5) 略</p> <p>2 情報の受理、伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 伝達系統図</p> <p>地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。</p> <p>県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方气象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。</p>  <p>(県防)は県行政通信ネットワーク、(専用)は専用線又は専用無線</p> <p>3 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 被災者の安否情報</p> <p>1～3 略</p>	<p>(2)～(5) 略</p> <p>2 情報の受理、伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 伝達系統図</p> <p>地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。</p> <p>県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方气象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。</p>  <p>(県防)は県行政通信ネットワーク、(専用)は専用線又は専用無線</p> <p>3 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 被災者の安否情報</p> <p>1～3 略</p> <p>4 安否不明者の氏名等の公表</p> <p><u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	<p>組織名変更に伴う</p> <p>同上</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p>第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画</p> <p>(防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 警察へのヘリコプター派遣要請</p> <p>警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線5802 (県庁からは内線5527) 電話 0742-23-0110 内線3572 (県庁からは内線5517)</p> </div>	<p>第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画</p> <p>(防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 警察へのヘリコプター派遣要請</p> <p>警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>奈良県警察本部警備課 0742-23-0110 内線5802 (県庁からは内線5527)</p> </div>	<p>組織名変更に伴う</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																																																																						
第4～第8 略	第4～第8 略																																																																																							
<p style="text-align: center;">第13節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、関係部局）</p> <p>第1～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第13節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、関係部局）</p> <p>第1～第4 略</p>																																																																																							
<p>第5 奈良県災害支援対策本部の設置</p> <p>奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。</p>	<p>第5 奈良県災害支援対策本部の設置</p> <p>奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。</p>																																																																																							
<p>奈良県災害支援対策本部 事務分掌</p>	<p>奈良県災害支援対策本部 事務分掌</p>																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small></td> <td>調整班</td> <td>1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防応援班</td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)</td> <td>広報・記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと</td> </tr> <tr> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 職員の派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 派遣職員の健康管理に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)</td> <td>1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事</td> </tr> <tr> <td>消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)</td> <td>1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>女性支援班 (女性活躍推進課長)</td> <td>1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事</td> </tr> <tr> <td>こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)</td> <td>1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事	総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事	文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事	こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small></td> <td>調整班</td> <td>1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防応援班</td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)</td> <td>広報・記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと</td> </tr> <tr> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 職員の派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 派遣職員の健康管理に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)</td> <td>1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事</td> </tr> <tr> <td>消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)</td> <td>1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>女性支援班 (女性活躍推進課長)</td> <td>1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事</td> </tr> <tr> <td>こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)</td> <td>1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事	総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事	文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事	こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事	
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																																																						
本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事																																																																																						
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事																																																																																						
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事																																																																																						
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																																																																						
知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと																																																																																						
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事																																																																																						
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事																																																																																						
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事																																																																																						
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																						
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事																																																																																						
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事																																																																																						
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																																																						
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事																																																																																						
文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																						
	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事																																																																																						
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事																																																																																						
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事																																																																																						
	こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事																																																																																						
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																																																						
本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事																																																																																						
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事																																																																																						
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事																																																																																						
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																																																																						
知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと																																																																																						
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事																																																																																						
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事																																																																																						
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事																																																																																						
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																						
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事																																																																																						
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事																																																																																						
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																																																						
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事																																																																																						
文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																						
	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事																																																																																						
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事																																																																																						
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事																																																																																						
	こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事																																																																																						

奈良県地域防災計画（地震編） 令和4年度修正案 新旧対照表

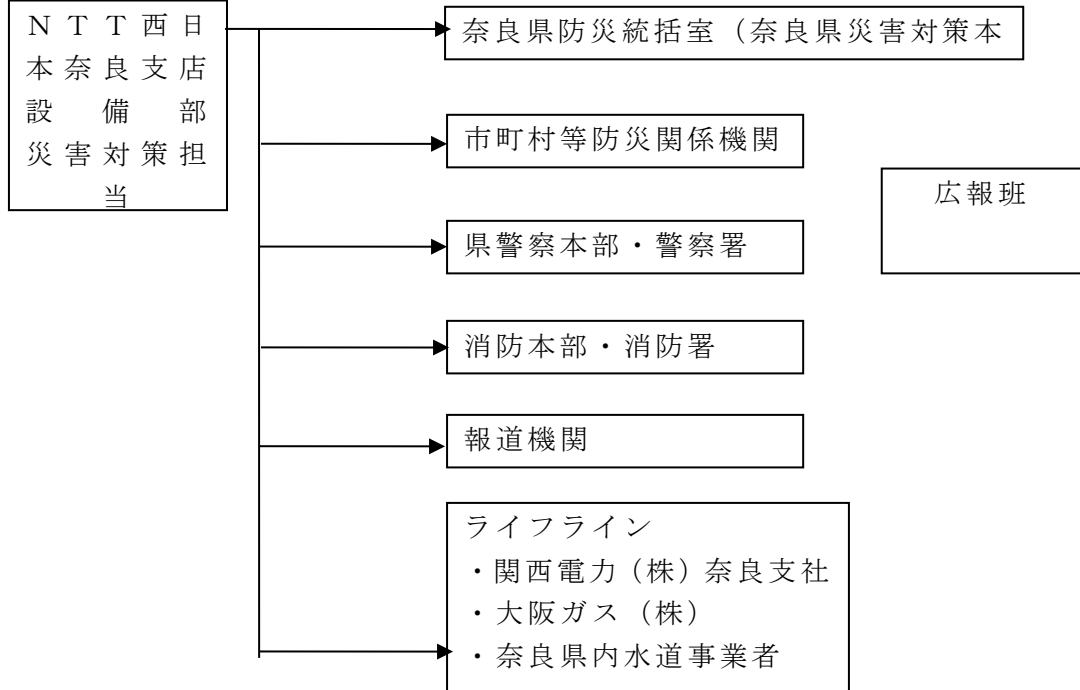
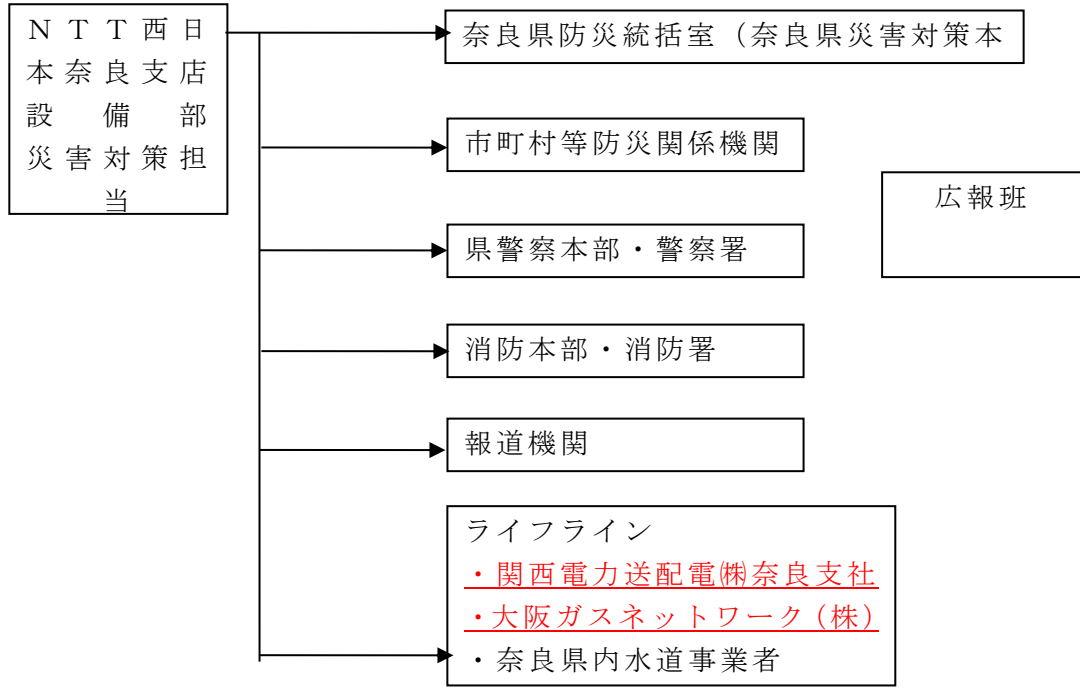
奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	
福祉医療部 部長 （福祉医療部長） （医療・介護保険局長） （医療政策局長） 副部長 （福祉医療部局次長）	避難者生活支援班 （地域福祉課長） ○（企画管理室長） （長寿・福祉人材確保対策課）	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する事 2. 本県への避難者の生活支援に関する事 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する事	福祉医療部 部長 （福祉医療部長） （医療・介護保険局長） （医療政策局長） 副部長 （福祉医療部局次長）	避難者生活支援班 （地域福祉課長） ○（企画管理室長） （長寿・福祉人材確保対策課）	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する事 2. 本県への避難者の生活支援に関する事 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する事	
	救援物資班 （医療保険課長） （地域福祉課長補佐）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事【地域福祉課保護係】		救援物資班 （医療保険課長） （地域福祉課長補佐）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事【地域福祉課保護係】	
	障害福祉班 （障害福祉課長）	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する事		障害福祉班 （障害福祉課長）	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する事	
	長寿社会班 （介護保険課） （地域包括ケア推進室長）	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する事		長寿社会班 （介護保険課） （地域包括ケア推進室長）	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する事	
	医療総務班 （医療政策局次長） ○（地域医療連携課長） （医師・看護師確保対策室長） （病院マネジメント課長） （薬務課長） （企画管理室補佐）	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、保健師チーム等)の派遣・活動調整に関する事 3. 保健医療活動に関する事		医療総務班 （医療政策局次長） ○（地域医療連携課長） （医師・看護師確保対策室長） （病院マネジメント課長） （薬務課長） （企画管理室補佐）	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、保健師チーム等)の派遣・活動調整に関する事 3. 保健医療活動に関する事	
保健支援班 ○（健康推進課長） （疾病対策課長） （新型コロナウイルスワクチン接種推進室）	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健師等の派遣に関する事	保健支援班 ○（健康推進課長） （疾病対策課長） （新型コロナウイルスワクチン接種推進室）	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健師等の派遣に関する事			
水循環・森林・景観環境部 部長 （水循環・森林・景観環境部長） 副部長 （水循環・森林・景観環境部次長）	廃棄物対策班 （廃棄物対策課長）	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事	水循環・森林・景観環境部 部長 （水循環・森林・景観環境部長） 副部長 （水循環・森林・景観環境部次長）	廃棄物対策班 （廃棄物対策課長）	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事	
産業・観光・雇用振興部 部長 （産業・観光・雇用振興部長） （観光局長） 副部長 （産業・観光・雇用振興部次長）	救援物資班 ○（企画管理室長） （地域産業課長） （産業政策課長） （産業振興総合センター所長） （企業立地推進課長） （雇用政策課長） （外国人・人材活用推進室長） （※2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事	産業・観光・雇用振興部 部長 （産業・観光・雇用振興部長） （観光局長） 副部長 （産業・観光・雇用振興部次長）	救援物資班 ○（企画管理室長） （地域産業課長） （産業政策課長） （産業振興総合センター所長） （企業立地推進課長） （雇用政策課長） （外国人・人材活用推進室長） （※2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事	
食と農の振興部 部長 （食と農の振興部長） 副部長 （食と農の振興部次長）	救援物資班 （豊かな食と農の振興課長） （中央卸売市場再整備推進室長） （※2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	食と農の振興部 部長 （食と農の振興部長） 副部長 （食と農の振興部次長）	救援物資班 （豊かな食と農の振興課長） （中央卸売市場再整備推進室長） （※2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所 掌 事 務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所 掌 事 務	
県土マネジメント部 部長 （県土マネジメント部長） （地域デザイン推進局長） 副 部 長 （県土マネジメント部・地 域デザイン推進局理事） （県土マネジメント部次長）	下水道班 （下水道課長） ○ 建築班 （建築安全推進課 長） （県有施設営繕課長） （営繕プロジェクト推進室長） （住まいまちづくり課長） 住宅班 （住まいまちづくり課長） （※3）	1. 下水道施設の応急復旧支援に関すること 1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急 修理の支援に関すること 1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関すること 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係 団体等との連絡調整に関すること 3. 住宅相談窓口の設置に関すること	県土マネジメント部 部長 （県土マネジメント部 長） （地域デザイン推進局長） 副 部 長 （県土マネジメント部・地 域デザイン推進局理事） （県土マネジメント部次長）	下水道班 （下水道課長） ○ 建築班 （建築安全推進課 長） （県有施設営繕課長） （営繕プロジェクト推進室長） （住まいまちづくり課長） 住宅班 （住まいまちづくり課長） （※3）	1. 下水道施設の応急復旧支援に関すること 1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急 修理の支援に関すること 1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関すること 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係 団体等との連絡調整に関すること 3. 住宅相談窓口の設置に関すること 1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関 すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること	
水 道 部 部 長 （水道局長）	水道支援班 （水道局総務課長） （水道局業務課長）	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関 すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること	水 道 部 部 長 （水道局長）	水道支援班 （水道局総務課長） （水道局業務課長）	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関 すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること	
教 育 部 部 長 （教育長） 副 部 長 （教育次長）	学校支援班 （学校支援課長）	1. 避難所となった学校施設に関すること	教 育 部 部 長 （教育長） 副 部 長 （教育次長）	学校支援班 （学校支援課長）	1. 避難所となった学校施設に関すること	
警 察 部 部 長 （警察本部長） 副 部 長 （警務部長） （警備部長）	総括班 （警衛警護・危機管理 対策参事官） （付・警備第二課長）	1. 警察業務に関すること	警 察 部 部 長 （警察本部長） 副 部 長 （警務部長） （警備部長）	総括班 （警衛警護・危機管理 対策参事官） （付・警備第二課長）	1. 警察業務に関すること	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。
 ※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。
 ※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、消防救急課、関係機関）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急消防援助隊の応援要請計画</p> <p>1 応援要請 （1）～（3） 略</p> <p>2 消防応援活動調整本部の設置 （1）～（6） 略 （7）県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援に関すること</p> <p>3～4 略</p> <p>第3～第16 略</p>	<p style="text-align: center;">第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、消防救急課、関係機関）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急消防援助隊の応援要請計画</p> <p>1 応援要請 （1）～（3） 略</p> <p>2 消防応援活動調整本部の設置 （1）～（6） 略 （7）県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援、<u>緊急用務空域の指定依頼に関する事</u> <u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>3～4 略</p> <p>第3～第16 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく 同上</p>
<p style="text-align: center;">第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画 （防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 西日本電信電話株式会社 （1）発生直後の対応 ① 略 ② 災害対策情報の連絡体制 災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画 （防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 西日本電信電話株式会社 （1）発生直後の対応 ① 略 ② 災害対策情報の連絡体制 災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
 <p>③～⑤ 略 (2)～(7) 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話） (1) 略 (2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。</p> <p>(3) 通信の非常そ通措置 ① 重要通信のそ通措置 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。 (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>② 携帯電話の貸出し</p>	 <p>③～⑤ 略 (2)～(7) 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話） (1) 略 (2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。</p> <p>① <u>情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。</u> ② <u>異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。</u> ③ <u>重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。</u> ④ <u>災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。</u> ⑤ <u>防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。</u> ⑥ <u>電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。</u> ⑦ <u>その他、安全上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) 通信の非常そ通措置 ① 重要通信のそ通措置 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。 (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>② 携帯電話の貸出し</p>	<p>送配電部門分社化に伴う 導管部門分社化に伴う</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>③ 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。</p> <p>(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(5) 設備の応急復旧 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話） KDDI株式会社は、防災業務計画の定めるところにより以下を実施するものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び連絡 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。</p> <p>① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。</p> <p>② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>(7) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化 KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 地震防災応急対策 (ア)地震予知情報等の伝達 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。</p> <p>(イ)災害対策本部等の設置 東海地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めるときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。</p> <p>(ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務 略</p>	<p>「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>③ 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。</p> <p>(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>① <u>要員対策</u> ② <u>資材及び物資対策</u> ③ <u>交通及び輸送対策</u> ④ <u>電源対策</u> ⑤ <u>お客様対応</u> ⑥ <u>その他必要な事項</u></p> <p>(5) 設備の応急復旧 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話） KDDI株式会社は、防災業務計画の定めるところにより以下を実施するものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び連絡 災害が発生し、<u>又は</u>発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。</p> <p>① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。</p> <p>② 必要に応じて<u>総</u>務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>(7) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化 KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 地震防災応急対策 (ア)地震予知情報等の伝達 <u>東海</u>地震予知情報、<u>東海</u>地震注意情報、<u>東海地震観測情報</u><u>地震に関連する調査情報</u>、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。</p> <p>(イ)災害対策本部等の設置 <u>東海</u>地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めるときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。</p> <p>(ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>(エ)災害対策用機器、設備、車両等の配備 略</p> <p>(オ)局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。</p> <p>(カ)地震防災応急対策の実施準備 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。</p> <p>(キ)地震防災応急対策の実施状況等の報告 KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。</p> <p>② 地震防災に関する知識の普及及び訓練</p> <p>(ア)地震防災上必要な知識の普及 強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>(イ)地震防災訓練 強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧並びに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。</p> <p>(8) 東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画 KDDI株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、(9)の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 津波情報等の伝達経路等の設定 気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>② 地震防災応急対策（重要通信の確保）</p>	<p>(エ)災害対策用機器、設備、車両等の配備 略</p> <p>(オ)局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、<u>東海</u>地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。</p> <p>(カ)<u>社員等の安全確保</u> <u>強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地域の事業に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるものとする。</u></p> <p>(キ)地震防災応急対策の実施準備 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、<u>東海</u>地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。</p> <p>(ク)地震防災応急対策の実施状況等の報告 KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。</p> <p>② 地震防災に関する知識の普及及び訓練</p> <p>(ア)地震防災上必要な知識の普及 強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、<u>東海</u>地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>(イ)地震防災訓練 強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、<u>ならび</u>に関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。</p> <p>(8) <u>東南海・南海南海トラフ</u>地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画 KDDI株式会社は、<u>東南海・南海南海トラフ</u>地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、<u>東南海・南海南海トラフ</u>地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、<u>(7)</u>の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① <u>津波南海トラフ地震に関連する</u>情報等の伝達経路等の設定 気象庁が発表する<u>津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）</u><u>南海トラフ地震に関連する情報（以下「南海トラフ関連情報」という。）</u>等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>② 地震防災応急対策 （重要通信の確保） <u>(ア)安全の確保</u> <u>推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、南海トラフ関連情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>記載の適正化 KDDI株式会社の防災業務計画の修正による 記載の適正化</p> <p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、(4)に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。</p> <p>③ 地震防災上必要な知識の普及 推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>4 略</p>	<p><u>(4) 重要通信の確保</u> <u>南海トラフ関連情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、(4)に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。</u></p> <p>③ 地震防災上必要な知識の普及 推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、<u>東南海・南海南海トラフ</u>地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>4 略</p> <p><u>5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）</u></p> <p><u>(1) 情報収集と連絡</u> <u>災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。</u></p> <p><u>① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。</u></p> <p><u>② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</u></p> <p><u>(2) 警戒措置</u> <u>災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて警戒の措置を取る。</u></p> <p><u>(3) 重要通信の疎通確保</u></p> <p><u>① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。</u></p> <p><u>② 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。</u></p> <p><u>(4) 災害時における広報</u></p> <p><u>① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u></p> <p><u>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</u></p> <p><u>(5) 対策組織の確立</u> <u>災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(6) 社外機関に対する応援または協力の要請</u> <u>災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</u></p> <p><u>(7) 災害時における災害対策用資機材の確保</u> <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。</u></p> <p><u>(8) 設備の応急復旧</u> <u>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。</u></p>	<p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>同上</p> <p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 大阪ガス株式会社 （1）～（5） 略</p> <p>2 大和ガス株式会社 （1）～（5） 略</p> <p>（6）災害対策本部の初動措置</p> <p>① 情報収集</p> <p>② 地震直後の情報収集 （ア）供給所等の情報収集 （イ）ガス導管網の被害に関する情報</p> <p>③ 緊急巡回点検</p> <p>（7）緊急措置（供給停止）の実施</p>	<p><u>6 こまどりケーブル株式会社</u></p> <p><u>災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。</u></p> <p><u>（1）応急復旧体制の強化</u></p> <p><u>災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、放送および通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制等について計画に基づき確立し、運用する。</u></p> <p><u>（2）災害対策用資機材の整備、点検</u></p> <p><u>①災害発生時において迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。</u></p> <p><u>②災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。</u></p> <p><u>③災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</u></p> <p><u>④災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</u></p> <p><u>（3）防災訓練の実施</u></p> <p><u>防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p><u>①安否確認および災害・警報の伝達</u></p> <p><u>②情報収集・伝達</u></p> <p><u>③各種災害対策機器の操作</u></p> <p><u>④ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアルの確認</u></p> <p><u>（4）協力応援体制の整備</u></p> <p><u>①グループ会社との協調</u></p> <p><u>グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。</u></p> <p><u>②他の事業者との協調</u></p> <p><u>電力、燃料、輸送等の事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備防災対策に努める。</u></p> <p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 <u>大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u> （1）～（5） 略</p> <p>2 大和ガス株式会社 （1）～（5） 略</p> <p>（6）災害対策本部の初動措置</p> <p>① 情報収集</p> <p>② 地震直後の情報収集 （ア）供給所等の情報収集 （イ）ガス導管網の被害に関する情報</p> <p>③ 緊急巡回点検</p> <p><u>④ 緊急措置（供給停止）の実施</u></p> <p>（7）緊急措置（供給停止）の実施</p> <p><u>① 災害復旧計画においては災害拠点病院等を原則として優先し、災害状況、各設</u></p>	<p>指定公共機関に指定されたことによる</p> <p>導管部門分社化に伴う</p> <p>記載の適正化</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>(8) 略 3～5 略 第6～第7 略</p>	<p><u>備の被害状況を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。</u> ② <u>大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき救援要請を行う。</u> (8) 略 3～5 略 第6～第7 略</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第26節 緊急輸送計画 (防災統括室) 第1～第2 略 第3 緊急輸送体制の確立 1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。(「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照) (1) 県営競輪場 (2) 第二浄化センター (3) 消防学校 (4) 吉野川浄化センター 更に、大規模広域防災拠点の整備を図る。 2～3 略</p>	<p>第26節 緊急輸送計画 (防災統括室) 第1～第2 略 第3 緊急輸送体制の確立 1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。(「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照) (1) <u>大規模広域防災拠点</u> (2) 県営競輪場 (3) 第二浄化センター (4) 消防学校 (5) 吉野川浄化センター (6) <u>奈良市都祁生涯スポーツセンター</u> (7) <u>宇陀市総合体育館</u> (8) <u>昂の郷</u> (9) <u>下北山スポーツ公園</u> 更に、大規模広域防災拠点の整備を図る。 2～3 略</p>	<p>広域防災拠点の追加 記載の適正化</p>
<p>第27節 災害警備、交通規制計画 (警察本部) 第1 災害警備 1 略 2 警備体制 県警察は、次の警備体制に従って災害警備活動を行う。 (1) 甲号体制 県内で震度5強以上の地震が発生した場合にとる体制をいう。 (2) 乙号体制 県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生し、相当な被害が発生した場合にとる体制をいう。 (3) 丙号体制</p>	<p>第27節 災害警備、交通規制計画 (警察本部) 第1 災害警備 1 略 2 警備体制 県警察は、次の警備体制に従って災害警備活動を行う。 (1) 甲号体制 <u>県内で震度5強以上の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合にとる体制をいう。</u> (2) 乙号体制 <u>県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生し、相当な被害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合にとる体制をいう。</u> (3) 丙号体制</p>	<p>奈良県警察大震災警備計画例規修正による 同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合にとる体制をいう。</p> <p>(4) 支援体制 他の都道府県で大震災が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。</p> <p>3 警備本部等の設置</p> <p>(1) 県警察本部 ①～② 略 ③ 丙号体制 県警察本部警備第二課に震災警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置</p> <p>① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合 甲号体制に準ずる震災警備本部を設置する。</p> <p>② 支援活動を実施する必要がある場合 乙号体制に準ずる震災警備本部を設置する。</p> <p>③ 支援活動を実施することが予想される場合 丙号体制に準ずる震災警備連絡室を設置する。</p> <p>第2 略</p>	<p><u>県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられた場合にとる体制をいう。</u></p> <p>(4) 支援体制 他の都道府県で大震災が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。</p> <p>3 警備本部等の設置</p> <p>(1) 県警察本部 ①～② 略 ③ 丙号体制 <u>県警察本部警備課</u>に震災警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置</p> <p>① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合 <u>乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。</u></p> <p>② <u>支援活動を実施する必要がある場合又は、支援活動を実施することが予想される場合</u> 丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。</p> <p>第2 略</p>	<p>奈良県警察大震災警備計画例規修正による</p> <p>組織名変更に伴う</p> <p>奈良県警察大震災警備計画例規修正による 同上</p>
<p>第34節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 費用 災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。 但し、同法第36条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。</p>	<p>第34節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 費用 災害救助法第<u>18</u>条により、救助に要する費用は県が支弁する。 但し、同法第<u>21</u>条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。</p>	<p>記載の適正化 同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 女性のための相談 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。 (電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談)</p> <p>第5～第15 略</p>	<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 女性や性的マイノリティのための相談 災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。 (電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談)</p> <p>第5～第15 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による 同上 同上</p>
<p style="text-align: center;">第7節 災害復旧・復興計画 (全部局)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 復旧・復興計画の策定 被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・県民生活を目指し、発災後、県民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れられるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 技術的・財政的支援 県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。 また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。</p> <p>さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。</p> <p>5 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第7節 災害復旧・復興計画 (全部局)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 復旧・復興計画の策定 被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・県民生活を目指し、発災後、県民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れられるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 技術的・財政的支援 県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。 また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。</p> <p>さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。</p> <p>5 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第13節 支援・受援体制の整備 (防災統括室、県土マネジメント部)</p> <p>第1～2 略</p> <p>第3 被災地への人的支援 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や、関西広域連合、全国知事会、全国市長会または全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。さらに、国の現地災害対策本部が設置された際には、リエゾンとして職員の派遣を行い、必要な情報収集等を行うものとする。 また、必要に応じて、被災市区町村応援職員確保システムや災害マネジメント（総括）支援員制度等の国の制度を活用し、支援または受援に努める。</p> <p>第4 大規模広域防災拠点の整備 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 支援・受援体制の整備 (防災統括室、県土マネジメント部)</p> <p>第1～2 略</p> <p>第3 被災地への人的支援 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や、関西広域連合、全国知事会、全国市長会または全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。さらに、国の現地災害対策本部が設置された際には、リエゾンとして職員の派遣を行い、必要な情報収集等を行うものとする。 また、必要に応じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>や災害マネジメント（総括）支援員制度等の国の制度を活用し、支援または受援に努める。</p> <p>第4 大規模広域防災拠点の整備 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、<u>進めている。</u> 防災機能の早期効果発現のため、関係機関との調整を図りながら、大規模広域防災拠点の整備段階に応じた利活用を行う。 また、大規模広域防災拠点と県内の広域防災拠点の連携のあり方等について検討を進める。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p>